

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 あすか福社会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすか福祉会の理事・監事・評議員の費用弁償の額並びに支給方法、及び、理事・監事の報酬の額並びに支給方法について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 理事・監事には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤の理事 報酬、賞与及び退職手当

(2) 監事 報酬

(3) 非常勤の理事 退職慰労金

2 常勤の理事及び非常勤の理事に対する退職手当又は退職慰労金は、理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該理事を退任した者に限り、支給する。

3 退職手当及び退職慰労金の支給時期は原則として支給すべき事由が成立した後3ヶ月以内とする。

4 在任中死亡した理事に対する退職手当は遺族に支給する。遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者のない場合には、子、父母、孫、祖父母兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。ただし、非常勤の理事が在任中に死亡した場合は、退職慰労金は支給しない。

5 退職慰労金は、当該理事が書面により辞退の意思を表示した場合には、これを支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 理事や監事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表1に定める額

(2) 賞与 別表2に定める額

(3) 退職手当及び退職慰労金 別表3に定める算式により算出される額

(報酬の額の日割計算)

第4条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎と

して日割りによって計算する。

- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(在任期間)

第5条 役員在任年数は1ヵ年を単位として、端数は月割とする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

- 2 役員がその任期中に死亡し、またはやむを得ない理由により退職したときは、任期中の残存期間を在任期間に加算することができる。

(費用弁償)

第6条 理事・監事・評議員が業務のため旅行したときは、別表4の区分により旅費を支給する。

(支給の方法)

第7条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給の方法は職員の支給方法の例による。

- 附 則
1. この規程は、平成10年4月1日から施行する。
 2. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
 3. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
 4. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
 5. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
 6. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 7. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 8. この規程は、平成30年6月12日から施行する。
 9. この規程は、令和1年7月1日から施行する。
 10. この規程は、令和2年7月20日から施行する。
 11. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
 12. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

役職名	報酬の額
理事長	月額 3,000,000円
専務理事	月額 1,500,000円
常務理事	月額 1,000,000円
監事	日額 8,000円
法人の会計監査を担当する監事	月額 90,000円

別表 2

役職名	賞与の額
理事長	無し
専務理事	無し
常務理事	無し

別表 3

役職名	退職手当及び退職慰労金の額
理事長	報酬月額 × 在任年数 × 1.5
専務理事	報酬月額 × 在任年数 × 1.5
常務理事	報酬月額 × 在任年数 × 1.5
非常勤の理事	各期において任期の開始日から終了日まで継続して在任し、 そのような通期在任を2期以上務めた場合 1,500,000円

別表 4

鉄道、船料金 航空運賃、バス料金	日 当		宿 泊 費	
	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地
実 費	2,900円	2,600円	13,000円	11,500円